

大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、大崎市環境基本計画に掲げる自然エネルギー利用、省エネ改修、緑化推進、リサイクル等、自然環境に配慮した都市システムの積極的導入を推進し、地球温暖化防止や市民の環境意識の高揚を図るため、市民の行うエコ改善事業に対し、予算の範囲内で大崎市エコ改善推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、大崎市補助金等交付規則（平成18年3月31日大崎市規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付の対象)

第2条 補助金交付対象者は、第3条に定める要件に適合し、市内に住所を有し（予定を含む。）、全ての市税の滞納がない個人（世帯主に限る。）とする。補助対象住宅は、市内において住居（店舗又は事務所等との兼用も可）として使用されている建物や土地に設置するものとし、補助事業者の所有物でない建物や土地に設置する場合は、書面により建物や土地所有者の承諾を得ることとする。ただし、別荘に設置する場合は、市内に所在し、かつ、補助事業者が所有する建物や土地とする。

(対象事業)

第3条 補助対象事業は、別表1に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助事業者に交付する補助金の額は、別表1に定めるとおりとする。

- 2 補助金額については実施事業ごとに合算できるが、単年度当たりの上限を100,000円とする。
- 3 一つの事業に対しての補助金交付は1回限りとする。

(募集及び申請方法)

第5条 市長は、予算の範囲内において、補助金の交付を希望する者を募集するものとする。

- 2 補助金の交付を申請する者は当該年度の8月1日から11月30日までの間に、大崎市エコ改善推進事業補助金交付申請書（様式第1号）（「以下申請書」という。）を、別表1の関係書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容が第2条及び第3条に定める補助金交付の要件に適合すると認められるもののうちから、先着順に受理する。ただし、申請書の提出時点で不備のあるものにあつては、当該不備に係る補正が完了した時点で提出されたものとする。
- 4 市長は、受け付けた補助金交付申請に係る補助金の額の合計が予算の総額に達したときは、第2項に定める期間にかかわらず、補助金交付申請の受付を停止するものとする。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条第2項の規定による申請があつたときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を大崎市エコ改善推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）（以下「交付決定通知書」という。）により、当該申請者へ通知するものとする。

- 2 市長は、前項の通知に際して、必要に応じて条件を付することができる。

3 第1項の審査により、補助金を交付することが不相当と認めるときは、補助金の不交付を決定し、その旨を大崎市エコ改善推進事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者へ通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者は、市長が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (2) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間において善良なる管理者の注意をもって管理すること。
- (3) 補助事業者は、取得財産等を処分しようとするときは、第16条の規定に基づきあらかじめ財産処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けるべきこと。
- (4) 補助事業者は、第16条の規定に基づく承認を受けた後、取得財産等の処分をした場合において、市長の請求があったときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還すべきこと。
- (5) 補助事業者は、第6条の規定による補助金の交付決定に係る申請を取下げようとするときは、第9条の規定による大崎市エコ改善推進事業補助金中止届出書（様式第6号）（以下「中止届出書」という。）を市長に提出すべきこと。

（計画変更の承認）

第8条 補助事業者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ大崎市エコ改善推進事業計画変更承認申請書（様式第5号）（以下「計画変更承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業を変更するとき。
- (2) その他市長が認めるとき。

（中止の届出）

第9条 補助事業者は、やむを得ない理由により事業を中止しようとするときは、速やかに中止届出書を市長に提出しなければならない。

（実績報告書）

第10条 補助事業者は、申請事業の全てが完了した時は、速やかに大崎市エコ改善推進事業補助金実績報告書（様式第3号）（以下「実績報告書」という。）に関係書類を添えて、平成24年1月31日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、補助事業者の実績報告書を受領した後、その内容を審査して交付すべき補助金の額を確定し、大崎市エコ改善推進事業補助金額確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知する。

（補助金の支払い）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに補助事業者に対し支払いを行うものとする。

(手続代行者)

第13条 補助金交付申請を行う者は、第5条の申請書について、補助対象事業を販売する者又は補助対象工事請負者（以下「手続代行者」という。）に対してこれらの手続きの代行を依頼することができる。

2 手続代行者は、依頼された手続きを、誠意をもって実施するものとする。また本手続きの代行を通じ補助金交付申請を行う者及び補助事業者に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

3 市長は、手続代行者が第1項に規定する手続きを偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続きの代行を認めないことができるものとする。

(現地調査等)

第14条 市長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて補助事業者等に対して報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

(取得財産等の管理)

第15条 補助事業者は、その法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。この場合において、補助事業者は、天災地変その他補助事業者の責に帰することのできない理由によりき損され又は、滅失したときは、大崎市エコ改善推進事業補助金対象システムき損、滅失届（様式第8号）により市長に届け出なければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第16条 補助事業者は、補助対象の法定耐用年数の期間内において、当該補助対象を処分しようとするときは、あらかじめ大崎市エコ改善推進事業補助金財産処分承認申請書（様式第9号）（以下「財産処分承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(書類の提出)

第17条 この要綱により市長に提出する書類の部数は各1部とし、民生部環境保全課に提出するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、大崎市環境対策補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱が成立した後、大崎市家庭用生ごみ減量対策奨励補助金交付要綱はその効力を失う。

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年8月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に、国の平成23年度住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金（以下「平成23年度の国の補助金」という。）の交付申請を行った住宅用太陽光発電システ

ムの設置については、第8条第1項中「第6条の通知」とあるのは「平成23年度の国の補助金の交付決定通知」と、「当該着工日は交付決定年月日以降でなければならない」とあるのは「当該着工日は平成23年度の国の補助金の交付決定年月日以降でなければならない」と、同条第2項中「第6条の通知」とあるのは「平成23年度の国の補助金の交付決定通知」と、「交付決定年月日以降でなければならない」とあるのは「平成23年度の国の補助金の交付決定年月日以降でなければならない」とそれぞれ読み替えるものとする。

別表 1

メニュー		補助要件・補助金額・必要書類等										
番号	区分											
1	住宅用太陽光発電設置事業	<p>1) 補助要件 市民が、国の住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の交付を受け、住宅用太陽光発電システムを設置すること。</p> <p>2) 補助金額</p> <table border="1" data-bbox="690 520 1334 709"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 k w / h 以上</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>3 k w / h 以上 4 k w / h 未満</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>2 k w / h 以上 3 k w / h 未満</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>1 k w / h 以上 2 k w / h 未満</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 施工業者が市内に主たる事業所又は事務所を有する法人又は個人事業者である場合は、当該補助金額に30%を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>3) 関係書類</p> <p>申請書類</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 申請書（様式第1号） ② 市税納税証明書 ③ 申請者（世帯主に限る）の住民票抄本 ④ 工事請負契約書の写し ⑤ 一般社団法人太陽光発電協会（太陽光発電普及拡大センター（J-PEC））の平成23年度住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の交付決定通知書の写し ⑥ 一般社団法人太陽光発電協会（太陽光発電普及拡大センター（J-PEC））に提出した補助金申込書（個人用）のうち、「（H23 様式第1）14. 対象システムの概要」及び「（H23 様式第1）16. 補助対象経費内訳」の写し ⑦ その他市長が必要と認めるもの <p>報告書類</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 実績報告書（様式第3号） ② 補助金振込先金融機関の口座通帳の写し ③ 支払い領収書の写し ④ 一般社団法人太陽光発電協会（太陽光発電普及拡大センター（J-PEC））に提出した補助金交付申請書（兼完了報告書）（個人用）のうち、「（H23 様式第5）14. 対象システムの概要」及び「（H23 様式第1）16. 補助対象経費内訳」の写し ⑤ 対象システムの設置状態（設置された太陽電池モジュール全ての枚数が確認できるもの）を示す写真又は対象システムの配置図 ⑥ 対象システムが設置された住宅全体の写真（カラー） ⑦ 対象システム（全太陽電池モジュール）の出力対比表（太陽電池の製造番号と実出力の対比ができるもの。） ⑧ 電力受給契約書の写し ⑨ その他市長が必要と認めるもの 	項目	補助金額	4 k w / h 以上	40,000円	3 k w / h 以上 4 k w / h 未満	30,000円	2 k w / h 以上 3 k w / h 未満	20,000円	1 k w / h 以上 2 k w / h 未満	10,000円
項目	補助金額											
4 k w / h 以上	40,000円											
3 k w / h 以上 4 k w / h 未満	30,000円											
2 k w / h 以上 3 k w / h 未満	20,000円											
1 k w / h 以上 2 k w / h 未満	10,000円											

2	エコキュート設置事業	<p>1) 補助要件 エコキュート(高効率給湯器)を家庭用住宅等に設置すること。 また、国の高効率給湯器導入促進事業に掲げられた製品を設置すること。</p> <p>2) 補助金額</p> <table border="1" data-bbox="573 348 1354 499"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>家庭用</td> <td>30,000 円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>家庭用リース (リース契約で使用する場合)</td> <td>30,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 施工業者が市内に主たる事業所又は事務所を有する法人又は個人事業者である場合は、当該補助金額に30%を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>3) 関係書類</p> <p>申請書類</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 申請書 (様式第1号) ② 市税納税証明書 ③ 申請者 (世帯主に限る) の住民票抄本 ④ 工事請負契約書の写し ⑤ 見積書又は支払い領収書の写し ⑥ その他市長が必要と認めるもの <p>報告書類</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 実績報告書 (様式第3号) ② 補助金振込先金融機関の口座通帳の写し ③ 支払い領収書の写し ④ 設置写真 ⑤ その他市長が必要と認めるもの 	区 分		補助金額	1	家庭用	30,000 円	2	家庭用リース (リース契約で使用する場合)	30,000 円
区 分		補助金額									
1	家庭用	30,000 円									
2	家庭用リース (リース契約で使用する場合)	30,000 円									
3	LED照明導入事業	<p>1) 補助要件 発光ダイオードを使用した照明器具等を購入あるいは、設置すること。</p> <p>2) 補助金額</p> <table border="1" data-bbox="617 1335 1239 1518"> <thead> <tr> <th>購入・設置金額</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10万円以上</td> <td>40,000 円</td> </tr> <tr> <td>5万円以上10万未満</td> <td>20,000 円</td> </tr> <tr> <td>3万円以上5万未満</td> <td>10,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 購入店又は施工業者が市内に主たる事業所又は事務所を有する法人又は個人事業者である場合は、当該補助金額に30%を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>3) 関係書類</p> <p>申請書類</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 申請書 (様式第1号) ② 市税納税証明書 ③ 申請者 (世帯主に限る) の住民票抄本 ④ 見積書又は支払い領収書 ⑤ その他市長が必要と認めるもの 	購入・設置金額	補助金額	10万円以上	40,000 円	5万円以上10万未満	20,000 円	3万円以上5万未満	10,000 円	
購入・設置金額	補助金額										
10万円以上	40,000 円										
5万円以上10万未満	20,000 円										
3万円以上5万未満	10,000 円										

		<p>報告書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 実績報告書（様式第3号） ② 補助金振込先金融機関の口座通帳の写し ③ 支払い領収書の写し ④ 設置写真 ⑤ その他市長が必要と認めるもの 												
4	生垣の設置事業	<p>1) 補助要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 新たに造成するもの。 ② 高さが0.9m以上であること。 ③ 幅員4メートル以上の道路に隣接してつくること。 ④ 健全な樹木を枝葉が触れ合う程度に列植させ、2メートル以上つくること。 ⑤ 設置後は、管理を徹底し美化に努めること。 ⑥ 市内造園業者が施工すること。 <p>2) 補助金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>仕様</th> <th>補助単価 (1m当たり)</th> <th>補助金上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準（四つ目垣）</td> <td>10,000円</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>標準外（列植樹）</td> <td>5,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>既存塀撤去（新規設置のための撤去）</td> <td>5,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 生け垣をつくるため、その場所にある既存塀を撤去する場合は、上記の既存塀撤去補助金を加算できる。 ただし、建設部建築住宅課が主管する耐震改修促進事業（スクールゾーン内危険ブロック塀除却事業）に該当し、その補助金の交付を受けたものについては、加算できない。</p> <p>3) 関係書類</p> <p>申請書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 申請書（様式第1号） ② 市税納税証明書 ③ 申請者（世帯主に限る）の住民票抄本 ④ 工事見積書又は支払い領収書の写し ⑤ 工事請負契約書及び工事概要が記載された図面の写し ⑥ その他市長が必要と認めるもの <p>報告書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 実績報告書（様式第3号） ② 補助金振込先金融機関の口座通帳の写し ③ 支払い領収書の写し ④ 工事前及び工事完了写真 ⑤ その他市長が必要と認めるもの 	仕様	補助単価 (1m当たり)	補助金上限額	標準（四つ目垣）	10,000円	60,000円	標準外（列植樹）	5,000円	30,000円	既存塀撤去（新規設置のための撤去）	5,000円	30,000円
仕様	補助単価 (1m当たり)	補助金上限額												
標準（四つ目垣）	10,000円	60,000円												
標準外（列植樹）	5,000円	30,000円												
既存塀撤去（新規設置のための撤去）	5,000円	30,000円												
5	家庭用生ゴミ処理機導入事業	<p>1) 補助要件</p> <p>土中の微生物の活性化により分解し、堆肥化する容器又は生ごみを生ごみ堆肥促進剤を使用することにより発酵する容器（電気式を除く）を購入すること。 また、電気を使用し、家庭から排出される生ごみを減量し、又は堆肥化</p>												

		<p>等により有効利用することを目的として製造された機器（生ごみを熱によって乾燥させるもの）を購入すること。</p> <p>2) 補助金額 容器の補助金は、容器の購入費（消費税を含む。）の2分の1（その額が3,000円を超えるときは3,000円）とする。ただし、100円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てるものとする。 処理機の補助金額は処理機の購入費（消費税を含む。）の2分の1（その額が20,000円を超えるときは20,000円）とする。ただし、100円未満の端数処理が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。</p> <p>※ 購入店が市内に主たる事業所又は事務所を有する法人又は個人事業者である場合は、当該補助金額に30%を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>3) 関係書類 申請書類 ① 申請書（様式第1号） ② 市税納税証明書 ③ 申請者（世帯主に限る）の住民票抄本 ④ 見積書又は支払い領収書 ⑤ 対象機器（容器）のパンフレット等の写し ⑥ その他市長が必要と認めるもの 報告書類 ① 実績報告書（様式第3号） ② 補助金振込先金融機関の口座通帳の写し ③ 支払い領収書の写し ④ その他市長が必要と認めるもの</p>
--	--	---

3 補助対象施設の設置をした住所

(申請者住所と同じ場合には、「申請者住所と同じ」に☑を記入していただければ住所の記載は不要です。その他の場合のみに、「その他」に☑を記入の上、対象システムの設置を予定する住所を記入してください。)

申請者住所と同じ その他 (下記に住所を記載)

住 所	〒 —

4 補助対象施設の設置を予定する建物の所有者

建 物 所有者 氏 名	所有者 1	
	所有者 2	
	所有者 3	

※申請者を含む建物所有者全員を記載し、申請者以外の所有者がある場合は、その承諾書を添付してください。

4 工事終了日・設置完了日

年	月	日
---	---	---

6 建築区分

(該当項目に☑を記入してください。)

新築住宅

既築住宅

7 太陽光発電システムの設置方法

(該当項目に☑を記入してください。)

建材一体型

架台設置型

※住宅用太陽光発電システムを設置する場合記載

8 手続代行者名

(1) 住所

住 所	〒 —

(2) 手続代行者の会社名・拠点名

会社名	
拠点名	

※補助対象を購入する予定の会社名及び営業所名又は販売代理店名及び住所を記入してください。株式会社、有限会社などは省略せずに記入してください。

(3) 手続代行者の代表者名 (職, 氏名)

手続代行者 代表者名	
---------------	--

※手続代行者代表者とは、手続代行する会社又は拠点の代表者を指します。職 (肩書き) と氏名を記入してください。

(4) 手続代行者の代表者印

手続代行者 代表者印	
---------------	--

※手続代行者代表者印は、個人印のみは不可とします。

(5) 担当者名・連絡先

担 当 者 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E-mailアドレス (パソコンのみ)	

様式第2号（第6条関係）

エコ改善推進事業補助金交付決定通知書

大崎市（環）指令第 号

受令者名

平成 年 月 日付けで申請のありました大崎市エコ改善推進事業補助金については、大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱（平成23年大崎市告示第 号）第6条の規定により、金〇〇〇円を交付します。

平成 年 月 日

大崎市市長

記

- 1 補助事業者は、市長が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- 2 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間において善良なる管理者の注意をもって管理すること。
- 3 補助事業者は、取得財産等を処分しようとするときは、大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第7条の規定に基づきあらかじめ財産処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けるべきこと。
- 4 補助事業者は、交付要綱第7条の規定に基づく承認を受けた後、取得財産等の処分をした場合において、市長の請求があったときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還すべきこと。
- 5 補助事業者は、補助金の交付決定に係る計画を変更しようとするときは、交付要綱第8条の規定による計画変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けるべきこと。
- 6 補助事業者は、交付要綱第6条の規定による補助金の交付決定に係る申請を取下げようとするときは、交付要綱第9条の規定による中止届出書を市長に提出すべきこと。

（今後の手続きについて）

住宅用太陽光発電設置事業については、国の住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の実績報告を行った後、対象システムの工事完了日又は対象システムの設置された建売住宅の引渡し完了した日から起算して30日以内又は平成24年2月28日のいずれか早い日まで、様式第3号による実績報告書を提出してください。

3 補助対象施設の設置をした住所

(申請者住所と同じ場合には、「申請者住所と同じ」に☑を記入していただければ住所の記載は不要です。その他の場合のみに、「その他」に☑を記入の上、対象システムの設置を予定する住所を記入してください。)

申請者住所と同じ その他 (下記に住所を記載)

住 所	〒 —

4 補助対象施設の設置を予定する建物の所有者

建 物 所有者 氏 名	所有者 1	
	所有者 2	
	所有者 3	

※申請者を含む建物所有者全員を記載し、申請者以外の所有者がある場合は、その承諾書を添付してください。

5 工事終了日・設置完了日

年	月	日
---	---	---

6 建築区分

(該当項目に☑を記入してください。)

新築住宅

既築住宅

7 太陽光発電システムの設置方法

(該当項目に☑を記入してください。)

建材一体型

架台設置型

※住宅用太陽光発電システムを設置する場合記載

8 手続代行者名

(1) 住所

住 所	〒 —

(2) 手続代行者の会社名・拠点名

会社名	
拠点名	

※補助対象を購入する予定の会社名及び営業所名又は販売代理店名及び住所を記入してください。株式会社、有限会社などは省略せずに記入してください。

(3) 手続代行者の代表者名 (職, 氏名)

手続代行者 代表者名	
---------------	--

※手続代行者代表者とは、手続代行する会社又は拠点の代表者を指します。職 (肩書き) と氏名を記入してください。

(4) 手続代行者の代表者印

手続代行者 代表者印	
---------------	--

※手続代行者代表者印は、個人印のみは不可とします。

(5) 担当者名・連絡先

担当者名	
電話番号	
FAX番号	
E-mailアドレス (パソコンのみ)	

10 補助金の振込先

金融 機関名 (カタカナ)																			

※左詰めで記入してください。

支店名 (カタカナ)																			

※左詰めで記入してください。

銀行 番号					支店 コード			
----------	--	--	--	--	-----------	--	--	--

預貯金 種類	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座
-----------	-----------------------------	-----------------------------

本人 口座 名義																			

※カタカナ・左詰で、姓と名の間は1マス空けてください。

口座 番号																				
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※右詰めで記入してください。

大 崎 環 第 号
平成 年 月 日

様

大崎市長 印

大崎市エコ改善推進事業補助金不交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった大崎市エコ改善推進事業補助金については、下記のとおり不交付となりましたので、大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱第6条3項の規定により通知します。

記

1 不交付の事業の種別

2 不交付の理由

様式第5号（第8条関係）

大 崎 環 第 号
平成 年 月 日

大崎市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

大崎市エコ改善推進事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け大崎市（環）指令第 号で交付決定通知のありました大崎市エコ改善推進事業について、下記のとおり事業計画を変更したいので承認されるよう大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

様式第6号（第9条関係）

大崎市エコ改善推進事業補助金中止届出書

平成 年 月 日

大崎市長 様

(補助事業者)

郵便番号 ー

住 所

氏 名 印

電話番号 ー ー

平成 年 月 日付け大崎市（環）指令第 号で交付決定通知のありました大崎市エコ改善推進事業補助金について、下記のとおり事業を中止したいので大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱第9条の規定により、届出します。

記

1 中止の理由

様式第7号（第11条）

額確定通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

大崎市長

平成 年 月 日付け大崎市（環）指令第 号で交付決定通知のありました大崎市エコ改善推進事業補助金については、平成 年 月 日付けで提出がありました事業実績報告書に基づき、大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱第11条の規定により、その金額を〇〇〇円に確定します。

様式第8号（第15条関係）

大崎市エコ改善推進事業補助金対象システムき損，滅失届

年 月 日

大崎市長 様

(補助事業者)

郵便番号 ー

住 所

氏 名 印

電話番号 ー ー

平成 年 月 日付け大崎市（環）指令第 号で交付決定及び額の通知のありました大崎市エコ改善推進事業補助金の対象システムについて，下記のとおりき損，滅失しましたので，大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱第15条の規定により，関係書類を添えて届けます。

記

- 1 交付決定指令記号番号（交付決定通知書右上に記載の記号番号を記入）

大崎市（環）指令第	号
-----------	---

- 2 き損，滅失の内容（状況）

- 3 き損，滅失の日
年 月 日

- 4 関係書類
(1) 現況写真
(2) 参考資料（現況図面等）

大崎市エコ改善推進事業補助金財産処分承認申請書

年 月 日

大崎市長 様

(補助事業者)

郵便番号 ー

住 所

氏 名 印

電話番号 ー ー

平成 年 月 日付け大崎市（環）指令第 号で交付決定及び額の通知のありました大崎市エコ改善推進事業補助金の対象システムについて、下記の財産処分をいたしたいので、大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱第16条の規定により、関係書類を添えて届けます。

記

- 1 交付決定指令記号番号（交付決定通知書右上に記載の記号番号を記入）

大崎市（環）指令第	号
-----------	---

- 2 財産処分の理由

- 3 財産処分の月日
年 月 日

- 4 関係書類
(1) 現況写真
(2) 参考資料（現況図面等）

(別紙) 建築物所有者の承諾書の例

年 月 日

大崎市長 様

(承諾者)
郵便番号 ー
住 所
氏 名 印
電話番号 ー ー

承 諾 書

このたび、大崎市エコ改善推進事業補助金において、補助対象の設置を予定している建築物は、私（又は当社など）の所有に係るものであるため、当該建築物に以下の申請者が補助対象を設置することを承諾し、申請者に対して法定耐用年数内における善良な管理義務を果たすことを条件に、申請者の設置を承諾します。

記

設置場所の住所	
設置するもの器具	
申請者の住所	
申請者の氏名	
申請者との関係	